

厚木市市税条例施行規則（一部抜粋）

（軽自動車税の減免）

第9条 条例第34条第1項第2号の市長が必要と認めるものは、次の各号のいずれかに該当する者に係る軽自動車税等とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級及び5級
音声機能又は言語機能の障害		3級
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から7級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障 害	上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から7級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級
小腸機能障害		1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から4級までの各級
肝臓機能障害		1級から4級までの各級

- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害又は言語機能の障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第三の1(1)に定める重度の障害を有するもの

(4) 精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の障害者等級の欄に定める1級の障害を有するもの

2 条例第34条第1項の規定による種別割の減免の割合は、当該年度の税額の10分の10とする。

(平 22 規則 15 ・ 平 25 規則 8 ・ 令元規則 12 ・ 一部改正)